

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和2年9月1日(火)
午前9時54分～午前11時7分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 佐々木哲男 副委員長 大友康信
委員 小野寺美穂 委員 菅原和子
委員 熊谷克彦 委員 千葉栄幸
- 4 委員外議員 3名
議長 長南良彦 副議長 佐藤正博
議員 及川秀一
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 長 相澤幸也
次 長 西村雅裕
主幹兼議事調査係長 佐藤恵子
- 7 協議事項
付議事件
(1) 議会の運営に関する事項について
① 新型コロナウイルス感染症に係る令和2年第7回名取市議会定例会の対応について
② 令和2年第7回名取市議会定例会に係る会期及び日程(案)について

確認事項

- (1) 条例議案の事前説明会について
- (2) 決算関連議案に対する総括質疑の通告期限について

付議事件

- (1) 議会の運営に関する事項について
 - ① 議案の取り扱いについて
 - ② 決算関連議案の審査について
 - ③ 議員提出議案（意見書）の取り扱いについて
- (2) 議長の諮問に関する事項について
 - ① 陳情の取り扱いについて
- (3) 議会基本条例の検証に関する事項について
 - ① 名取市議会基本条例の評価及び検証について

午前9時54分 開会

○委員長（佐々木哲男） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

新型コロナウイルス感染症に係る令和2年第7回名取市議会定例会の対応についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 新型コロナウイルス感染症に係る令和2年第7回名取市議会定例会での対応について、内容を御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症に係る名取市議会での対応については、既に、4月20日及び6月定例会開催前の5月22日に本委員会で決定し、感染拡大防止策を実施してきたところです。

このことについて、9月定例会開催に向けて、去る8月7日及び8月18日の会派代表者会議で改めて協議が行われ、今定例会での対応が決定しましたので御説明いたします。

次第書の1ページ、1の（1）を御覧願います。

1点目は、傍聴についてです。資料は1から5ページになります。傍聴については、4月21日から当面の間、報道関係者を除き、自粛を要請してきたところではありますが、9月定例会からは、次のアからエを条件とし、傍聴自粛の要請を解除します。

ア 使用する一般傍聴席は定員の半数以内とし、間隔を空けて配席する（本会議35人、委員会2人、議員協議会4人、その他の委員会等は会議室の状況を考慮して判断する）

イ 傍聴者に対して、受付簿への氏名・住所・電話番号の記入、アルコール消毒液の使用及びマスク着用等の感染予防対策を要請し、接触確認アプリの活用を促す

ウ 体調がすぐれない方の傍聴は遠慮いただき、インターネットによる議会中継を推奨する

エ 2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域（クラスター等）へ旅行・出張した方の傍聴は遠慮いただくよう事前に周知する

2点目、会場会議室の出入口にアルコール消毒液を設置します。

3点目、議員、執行部に対して、マスクの着用等の感染予防対策を要請し、発言時のマスク着用を認めることといたします。

4点目、出入口の扉は開放して行い、適宜会議を休憩し換気を行います。

以上②から④はこれまでと同様に継続して実施して行うものです。

5点目、新規の項目です。資料は6ページになります。飛沫感染防止策として、議場は議長席、演壇及び発言席の3か所に、議員協議会室は議長・委員長席の1か所にアクリル板を設置いたします。

6点目は、一般質問についてです。一般質問については、6月定例会限りの対応として、一般質問の制限時間を1人20分とし、新型コロナウイルス関連の質問は会派1人に集約して実施いたしました。9月定例会では、通常のおりの方法に戻して、実施することといたします。

7点目は、常任委員会による現地調査についてです。6月定例会の現地調査は、陳情や請願の調査箇所のみとしておりましたが、9月定例会ではこちらでも通常どおり、所管事務及び決算関連事業箇所等の現地調査を実施します。ただし、調査箇所は効率的な運営を考慮し選定することといたします。

8点目は、会議に出席する執行部説明員は、入替え等によりできる限り最小限の人数となるよう、執行部へ要請する。こちらについても継続して実施してまいります。

最後に9点目です。歳入歳出決算審査での各部局からの補足説明を、次のアからエを条件とし、省略することとします。

ア 審査時間の短縮が想定されることから、歳入歳出決算審査での各部からの補足説明（口述書）を審査前日に配布し、審査当日の補足説明を省略す

る

イ 事前配布の資料については、参考（補助）資料とし、訂正の作業はしないものとする

ウ 新型コロナウイルス感染症に係る措置なので今回限りとする

この点については、会派代表者会議では、執行部との調整も必要であることから、その決定については議長一任となっていたところですが、先日執行部へ申入れを行い、説明資料の事前配布について調整が整いましたので、このように新規の項目として追加するものであります。

以上9点の9月定例会における対応については、既に会派代表者会議でお認めいただいている内容ではありますが、改めて、議会運営委員会において決定すべく御協議をお願いするものです。

新型コロナウイルス感染症に係る令和2年第7回名取市議会定例会での対応について、説明は以上です。

○委員長（佐々木哲男） ただいま、新型コロナウイルス感染症に係る令和2年第7回名取市議会定例会での対応について、書記より説明をいたしましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前10時1分 休憩

午前10時1分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

お諮りいたします。新型コロナウイルス感染症に係る令和2年第7回名取市議会定例会での対応については、説明のとおりとすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。

よって、新型コロナウイルス感染症に係る令和2年第7回名取市議会定例会での対応については、そのようにいたします。

次に、令和2年第7回名取市議会定例会に係る会期及び日程案についてを議

題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 初めに、次第書の3ページ、（2）の①の市長提出議案21か件の内容について御説明いたします。

あわせて資料の7ページから8ページを御覧ください。

まず、報告事項は、令和2年度における、本市の健全化判断比率と、水道事業会計及び下水道事業等会計に係る資金不足比率についての3か件です。

次に、決算認定は、3か件です。

次に、条例議案は、4か件です。内訳は、新規条例案が1か件、改正条例案が3か件です。

次に、補正予算は、8か件です。

次に、人事案件は、3か件です。内訳は、教育委員会委員の任命が1か件、及び人権擁護委員候補者の推薦が2か件です。

以上が市長提出議案21か件の内訳です。

次に、次第書の3ページ、②の議員提出議案につきましては、意見書案1か件となっております。

議案の内容については以上です。

次に、次第書の3ページ、③の一般質問を御覧ください。一般質問につきましては、8月28日の正午で通告を締め切りまして、今期定例会には15名の議員より、合わせて質問事項31事項、質問要旨89項目の通告がありました。

別紙一般質問通告書により、発言順位について確認してまいります。

通告書1ページをお開きください。

発言順位1番、吉田 良議員、2番、荒川洋平議員、3番、板橋美保議員、4番、千葉栄幸議員、5番、郷内良治議員、6番、菅原和子議員、7番、齋 浩美議員、8番、熊谷克彦議員、9番、山田龍太郎議員、10番、菊地昌夫議員、11番、小野寺美穂議員、12番、大久保主計議員、13番、笹森波議員、14番、大友康信議員、15番、菊地 忍議員となっております。

以上、御説明申し上げました議案の内容及び一般質問通告者数を勘案いたしまして、今期定例会の会期につきましては、次第書3ページの④の会期にお示ししておりますとおり、9月3日木曜日から9月29日火曜日までの27日

間を要する案としております。

これらを踏まえまして⑤の日程を御覧願います。会期日程（案）について御説明いたします。

資料は9ページから10ページを御覧願います。

令和2年第7回定例会会期日程（案）です。

まず、招集日の9月3日です。

開会の後、初めに、会期の決定を行います。

次に、報告第7号から報告第9号まで及び議案第71号から議案88号までの市長提出議案21か件を一括上程し、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、議案第71号から議案第73号までについて、代表監査委員に対し、審査意見の報告を求めます。

次に、報告第7号から報告第9号までを一括議題とし、それぞれ補足説明の後、質疑を行います。

次に、議案第75号及び議案第76号の改正条例案2か件に対する質疑及び委員会付託を行います。

次に、議案第86号から議案第88号までの人事案件3か件に対する質疑の後、採決を行います。

次に、議会案第4号に対する採決を行います。

以上が招集日の内容となりますが、本会議散会后、常任委員会を開催します。

9月4日金曜日から8日火曜日までは、議案調査等のため、休会とするものです。

また、8日火曜日は、常任委員会を開催し、所管事務調査及び決算関連事業箇所の現地調査等を行います。

9月9日水曜日から14日月曜日までは、一般質問を行います。

9月15日火曜日及び16日は休会とするものですが、議案審査等のための常任委員会を開催いたします。

常任委員会につきましては、15日火曜日午前に総務消防常任委員会、16日水曜日午前に建設経済常任委員会、午後に民生教育常任委員会を開催するものです。15日の午後が空いておりますが、正式通知はまだ届いておりません

が、議員協議会が開催予定となっております。協議事項は、仙台空港の運用時間延長（24時間化）に係る騒音対策及び地域振興策（案）について、ということで、宮城県の方から説明を受ける予定です。正式な通知が届き次第、御連絡いたします。

9月17日木曜日は、午前10時より本会議を開催し、議案及び補正予算の審議を行います。

初めに、議案第74号の新規条例議案1か件について、質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第75号及び議案第76号の改正条例議案2か件について、討論、採決を行います。

次に、議案第77号の改正条例議案について、質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第78号から議案第85号までの各会計補正予算8か件について、質疑、討論、採決を行います。

9月18日金曜日は、まず、午前10時より本会議を開催し、議案第71号から議案第73号までの令和元年度決算関連議案に対する総括質疑及び財務常任委員会への付託を行います。

本会議散会の後、財務常任委員会を開催し、分科会設置等の後、財務常任委員会を再開し、一般会計歳入に係る補足説明は省略し参考資料配布によるものとします。

9月23日水曜日から28日月曜日までは、休会とするものです。

その間の、23日水曜日は、財務常任委員会において一般会計歳入に対する審査を行います。

24日木曜日、25日金曜日及び28日月曜日は、それぞれ各分科会において、一般会計歳出及びそれぞれ所管する特別会計に対する審査を行います。

最終日の9月29日火曜日は、まず、午前10時に財務常任委員会を開催し、分科会審査に係る分科会委員長報告を行います。分科会委員長報告に対する質疑の後、討論、採決を行い、散会します。次に、午後1時から本会議を開催し、議案第71号から議案第73号までの令和元年度決算関連議案3か件に対する討論及び採決を行った後、9月定例会閉会となる会期日程案です。

○委員長（佐々木哲男） ただいま、令和2年第7回名取市議会定例会に係る会期及び日程案について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） お諮りいたします。9月定例会の会期及び日程案については、9月3日から9月29日までの27日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、令和2年第7回名取市議会定例会の会期及び日程案については、9月3日から9月29日までの27日間とすることに決定いたしました。

次に、確認事項について書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 次第書3ページの下段を御覧願います。

1 条例議案の事前説明会について御説明いたします。

9月2日水曜日午前10時より、条例議案の事前説明会が開催されます。

開催場所は、議員協議会室です。

議案第74号から議案第77号までの、条例議案4か件に対する説明であり、説明員は、各条例を所管する部課長等です。

引き続き、2 決算関連議案に対する総括質疑の通告期限について御説明いたします。

決算関連議案に対する総括質疑の通告期限については、名取市議会運営等に関する申し合わせ事項のV 総括質疑に関する事項において、受付期限を現地調査の日の午前9時までと定められていることから、今期定例会については、9月8日火曜日の午前9時までとなります。今回は決算関連議案に対する総括質疑ということで、決算議案資料に基づく質疑をお願いいたします。また総括質疑の発言順序は受付順となりますので、既に通告のあった質疑内容と重複する時は、御相談させていただく場合がありますので、よろしくをお願いいたします。

確認事項については以上です。

○委員長（佐々木哲男） 条例議案の事前説明会及び決算関連議案に対する

総括質疑の通告期限につきましては、ただいま書記をして説明いたさせましたとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 初めに、次第書の4ページ、① 一括議題・審議方法・付託する委員会について議案番号順に御説明いたします。

資料の11ページ、議案の取扱い（案）を御覧願います。

まず、報告第7号から報告第9号までにつきましては、9月3日に、一括議題として審議を行います。審議の方法は、質疑のみとなります。

次に、議案第71号から議案第73号までの決算関連議案3か件については、まず、9月18日の総括質疑の後、財務常任委員会へ付託いたします。その後財務常任委員会での審査を経て、9月29日に再度上程し、討論、起立採決を行います。

次に、議案第74号から議案第77号までの条例議案についてです。

まず、議案第74号の新規条例案1か件については、9月17日木曜日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行います。

次に、議案第75号及び議案第76号の改正条例案2か件については、9月3日木曜日に上程し、質疑及び委員会付託を行います。議案第75号及び議案第76号を総務消防常任委員会に付託を行います。その後、9月17日木曜日に再度上程し、それぞれの議案について討論、起立採決を行います。

なお、議案第77号につきましては、改正条例議案であり、委員会付託を例とするものですが、複数の委員会にまたがる条例のため、9月17日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第78号から議案第85号までの補正予算案8か件につきましては、9月17日木曜日に上程し、それぞれの議案ごとに質疑の後、委員会付託を省略して、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第86号の教育委員会委員の任命の人事案件1か件につきましては、9月3日木曜日に上程し、質疑の後、委員会付託及び討論を省略し、無記名投票により採決を行います。

次に、議案第87号及び議案第88号の人権擁護委員候補者の推薦2か件につ

きましては、9月3日木曜日に上程し、質疑の後、委員会付託及び討論を省略し、簡易採決を行うものです。

① 一括議題・審議方法・付託する委員会については以上です。

次第書4ページにお戻りください。

(1) の② 議案審査に係る常任委員会の開催日程(案)についてです。

会期日程(案)でも御説明いたしましたとおり、総務消防常任委員会を9月15日火曜日の午前に、建設経済常任委員会を16日午前に、民生教育常任委員会を同日16日午後に開催するものです。

なお、建設経済常任委員会及び民生教育常任委員会につきましては、付託議案等はありませんが、陳情の審査を行うものです。

なお、各常任委員会の開会時刻につきましては、招集日の本会議終了後に開催する委員会で決定されます。

次に、財務常任委員会の開催日程についてです。資料の12ページを御覧ください。

まず、9月18日金曜日については、本会議終了後、議員協議会室において財務常任委員会を開催いたします。

1の(1) 付託議案の審査方法についてを議題として、分科会の設置、分科会委員の選任及び同正副委員長の互選、各分科会への付託事項の決定を行います。財務常任委員会を休憩して分科会を開催し、各分科会の審査日程等の確認を行います。さらに、分科会委員長会議を開催し、審査日程の調整を行います。財務常任委員会を再開し、付託議案の審査日程について協議を行います。一般会計歳入に係る補足説明については、先ほど説明いたしましたとおり、今回限りの対応として、口頭での説明を省略し、参考資料配布によるものとなります。

1の(2)の一般会計歳入の審査は、9月23日水曜日に行います。

一般会計歳出及び特別会計に係る分科会審査については、24日木曜日、25日金曜日、28日月曜日の3日間で行います。いずれも午前10時開会の予定です。

29日火曜日については、午前10時から財務常任委員会を開催し、各分科会委員長より審査内容の報告を受け、委員長報告に対する質疑を行った後、討

論、採決を行います。

なお、この後御説明する、決算審査要領（案）と重複しますが、分科会審査日に対する分科会の割り当てについては、日付順に第1分科会から割り当てること、財務常任委員会及び同分科会の開会時刻につきましては、例年どおり原則午前10時開会とする案としております。

次に、次第書の4ページにお戻りください。③ 委員会審査報告書の取扱いについてです。

取扱い案については、記載のとおり、委員会審査報告書が提出されましたら、会期日程（案）に基づき本会議において審議を行うとするものです。

委員会付託を行った市長提出議案については、9月17日木曜日に行うこととなります。

議案の取扱いについては以上です。

○委員長（佐々木哲男） ただいま、議案の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） お諮りいたします。議案の取扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、議案の取扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、決算関連議案の審査についてを議題といたします。初めに、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 次第書の4ページ下段、（2）決算関連議案の審査について御説明いたします。初めに、① 決算審査要領案についてです。

資料については、13ページから15ページまでです。

まず、1 決算審査方法についてです。

議会選出監査委員を除く全議員で構成する財務常任委員会で審査を行うこととなります。質疑については、一問一答形式により、回数は2回まで。要望や提言はお控えいただきたいと思っております。また今回の決算審査においては、感染症対策として、審査時間の短縮を目的に、執行部からの補足説明を

省略し、効率的な審査に努めることといたします。

次に、2 決算審査区分です。

一般会計歳入は財務常任委員会で、一般会計歳出、特別会計及び企業会計は各常任委員会委員で構成する分科会を設置し、令和2年3月末日での所管事項を審査することとなります。

次に、3 決算審査分科会です。

各常任委員会委員で構成する分科会については、委員会条例第2条に記載の順に充てることとなります。また、各分科会の正副委員長の選出は、財務委員長の指名推薦によるものとしております。

分科会の開催は、財務委員会委員長と分科会委員長の連名で行います。また、予定の日以外での分科会開催には、財務委員会の決定が必要となります。

次に、4 決算審査分科会審査日程等です。

分科会審査は、原則として第1分科会から順に行うこととし、それぞれ午前10時から午後4時までの1日とするものです。

次に、5 決算審査分科会の審査等です。

審査は、一般会計、特別会計、企業会計の順に行いますが、詳細な進め方については、分科会に委ねるものです。また、決算審査意見書、歳入歳出決算事項別明細書及び主要施策の成果に関する説明書により審査を行うこととなりますが、決算の範囲を逸脱されないよう御留意ください。

次に、6 分科会への説明員の出席要請です。

所管外の説明員については、分科会において、特に必要があると認めた場合につき、事前に議長を通じて出席を求めることができます。また、審査の途中で必要性が生じた場合には、議長と十分な調整をしていただくこととなります。この場合の所管外の説明員に対する出席要請及び質疑は、当該項目以外の全ての審査が終了した後に行うこととなります。なお、他の分科会との調整が必要となる場合には、分科会委員長会議で調整することとなります。

次に、7 分科会委員長会議等です。

9月18日の財務委員会休憩中の分科会終了後に開催するもので、各分科会

間の調整を行うものです。

次に、8 分科会の傍聴の取扱いです。

分科会審査は公開とし、傍聴の手続については、委員会条例を準用するものです。

次に、9 分科会報告等です。

最終日の財務委員会における分科会委員長報告に対する質疑に当たっては、執行部の答弁内容には触れないこととしております。

最後に、10 財務委員会委員長の本会議への報告です。

本会議での報告については、当初予算審査の際には行っていないことから、決算審査においても同様に省略するものです。

決算審査要領（案）については以上です。

次に、② 財務常任委員会分科会の設置について、ア 分科会への付託事項について、御説明いたします。

資料については、16ページ及び17ページとなります。

まず、財務常任委員会として審査するのは、令和元年度名取市一般会計歳入決算の全部です。

次に、第1分科会において審査するのは、令和元年度名取市一般会計歳出決算のうち、総務部、企画部、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び消防本部が所管する事項であり、土地取得特別会計を含むものです。

次に、第2分科会において審査するのは、生活経済部、建設部、水道事業所及び農業委員会が所管する事項であり、被災市街地復興土地区画整理事業特別会計、水道事業会計、下水道事業等会計を含むものです。

次に、第3分科会において審査するのは、健康福祉部及び教育委員会が所管する事項であり、国民健康保険特別会計、休日夜間急患センター特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を含むものです。

なお、各分科会への付託事項については、9月18日に開催される財務常任委員会において決定されるものとなります。

決算関連議案の審査については、以上です。

○委員長（佐々木哲男） ただいま書記をして、決算関連議案の審査について説明をいたさせましたが、一件ずつ整理をしてまいります。

最初に、決算審査要領案について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） それではお諮りいたします。

決算審査要領については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。

決算審査要領については、そのように決定いたしました。

次に、財務常任委員会分科会の設置について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） それではお諮りいたします。

財務常任委員会分科会の設置につきましては、決算審査要領（案）のとおりとすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。

財務常任委員会分科会の設置につきましては、そのように決定いたしました。

次に、決算審査表について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） それではお諮りいたします。

決算審査表につきましては、原案のとおりとすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。

決算審査表につきましては、そのように決定いたしました。

次に、議員提出議案（意見書）の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 議員提出議案（意見書）の取扱いについて御説明いたします。

次第書の5ページを御覧願います。

資料につきましては、18ページから23ページまでです。

今回提出をしようとしている意見書は、議会案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）です。

まずは、意見書提出に至った経緯を御説明いたします。資料18ページを御覧願います。去る6月30日全議決第3号にて、全国市議会議長会会長より「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」として、資料19～20ページとおり意見書案文が示され「趣旨をご理解いただき、9月定例会において意見書を議決のうえ、国会等に提出していただくなど積極的な対応をお願いしたい」との依頼がありました。

これを受け、8月7日の会派代表者会議において、本市議会としての意見書の提出について協議を行い、この日は会派持ち帰りとし、8月18日の会派代表者会議で再度協議がなされ、本市議会として、原文のとおり意見書を提出することが決定しました。意見書提出に至った経緯は以上です。

では、具体的に意見書の内容について、意見書（案）を朗読して説明に代えたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

このような文案で意見書を提出したいということで、提出先の関係省庁につきましては、資料23ページのとおりです。

なお、この意見書案の議案提出者についてですが、次第書5ページの上段に載せております、【参考】名取市議会運営等に関する申し合わせ事項を御覧ください。

VIII 意見書審査に関する事項

2 意見書の提出及び受理

(5) 名取市議会が加盟する団体から意見書の提出要請があった場合の提出者には議会運営委員会委員長を、賛成者に議会運営委員会副委員長として議長宛提出する。

とあります。

今回の意見書案につきましては、こちらの申し合わせ事項に従い、議案提出者は議会運営委員会の委員長、賛成者は議会運営委員会の副委員長という

ことで提出をしたい考えです。

次に、次第書の5ページ、②取扱い案についてです。

上程・審議日につきましては、9月3日木曜日、議案第88号の採決の後といたしまして、提案理由の説明・質疑・委員会付託・討論を省略し、起立採決として採決をしたいという考えです。

議員提出議案の取扱いについては以上です。

○委員長（佐々木哲男） ただいま書記をして、議員提出議案（意見書）の取扱いについて説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） お諮りいたします。

議員提出議案（意見書）の取扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案（意見書）の取扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、陳情の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 陳情の取扱いについて御説明いたします。

それでは、次第書5ページ及び資料は24ページから29ページまでを御覧願います。

今期定例会には、4か件の陳情が提出されております。取扱いにつきましては、陳情の写しを全議員に配付するとともに、所管する常任委員会へ送付し、調査を要請するものです。

それでは、一件ずつ御説明いたします。

まず、陳情第3号 本郷小規模保育所の認可保育所への移行を求める陳情です。提出者は、本郷契約会会長 高橋昭五郎氏です。調査については、民生教育常任委員会へ要請するものです。

次に、陳情第4号 空き家の早急な対応についての陳情です。提出者は、北町町内会会長 佐藤喜志夫氏です。調査については、総務消防常任委員会

へ要請するものです。

次に、陳情第5号 旧視聴覚センター解体後跡地利用に関する陳情です。提出者は、北町町内会会長 佐藤喜志夫氏です。調査については、総務消防常任委員会へ要請するものです。

次に、陳情第6号 堀内地区内の農道の舗装工事に関する陳情です。提出者は、堀内契約会会長 大友光吉氏です。調査については、建設経済常任委員会へ要請するものです。

陳情の取扱いについては以上です。

○委員長（佐々木哲男） ただいま、陳情の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） お諮りいたします。陳情4か件の取扱いについては、取扱い案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、陳情の取扱いについては、そのように決定いたしました。

次に、名取市議会基本条例の評価及び検証についてを議題といたします。

①名取市議会基本条例の評価及び検証結果について及び②名取市議会基本条例実施計画の進め方について、関連がありますので一括して議題といたします。

なお本件については、まずは書記より説明をいたさせ、その進め方については、また後日改めて協議してまいりたいと考えております。

それではまず書記より説明をいたさせます、佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 別冊の「名取市議会基本条例の評価及び検証結果報告書」を御覧願います。

このことにつきましては、昨年、本委員会で作成した評価・検証案及び実施計画案を議員協議会にて全議員にお示しし、御理解をいただいた後、本日お手元に配付しております資料のとおり、名取市議会基本条例の評価及び検証結果報告書を、令和元年8月30日付け、議長に提出しているところです。

その報告に当たっては、評価及び検証から導いた今後の方策案から、本市

議会として取り組むべき事項を選定し、その実施時期を示した議会基本条例実施計画を策定しております。

本日はその実施計画の本委員会での今後の進め方について御協議いただくものです。

まずは、報告書の概要について御説明いたします。

名取市議会基本条例は、市民参加と開かれた議会を基本に、名取市議会の最高規範として平成23年12月に制定しました。

本条例は、地方自治法に示される地方自治の本旨である二元代表制の一翼を担う「名取市議会」であるという責任と誇りを示し、さらに、公平・公正を旨とし、広く市民に開かれた市民参加型の議会運営を行うという決意を表すため、前文を設け、9章26条及び附則で構成しています。

議会基本条例第26条は、見直し手続として「議会は議会運営委員会に対し、この条例の制定後も、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、不断に議会運営に係る評価を行わせるとともにこの条例の検証を行わせるものとする」とし、議会運営について検証・研究する機関である議会運営委員会に、基本条例の検証・評価を委任し、適切な市民意見の反映を行うことができる、開かれた議会の限りない実現を目指していくことを規定しています。

基本条例の制定後は、平成26年度に一度評価及び検証作業を実施し、平成27年3月にその報告書を提出しております。それからおおむね4年半が経過した昨年度に、改めて議会基本条例第26条に基づき、議会運営委員会において、議会基本条例の評価及び検証を行いました。資料1を御覧ください。

昨年度に実施した評価及び検証の具体的な作業については、議会運営委員会委員を2班に編成し、適宜班会議を開催し進められました。

検証及び評価では、本市議会の現状と課題を明確化し、広く市民にも分かりやすい内容とするため、議会基本条例を条文の内容により整理し、大項目を4項目、評価項目を7項目、取り組み目標を16項目に分類しました。

評価及び検証に当たっては、取り組み目標ごとに分類した16項目を基本に、まずこれまでの本市議会の実績を精査し、その内容について評価結果を明確にするため、5段階で評価を行いました。

シートの中段、1 評価結果の部分になります。段階評価の内容につきま

しては、シートの一冊下に記載しております。達成状況により、1、未着手、2、一部着手、3、一部目標達成、4、おおむね目標達成、5、目標達成と設定いたしました。

次に、これまでの実績等から本市議会が抱える課題等を抽出しました。シートの中段、2 課題等の部分になります。その課題等については、課題に対する今後の方向性を4段階で表しました。段階評価の内容につきましては、同じくシートの一冊下に記載しておりますが、ア、要検討、イ、改善・拡充、ウ、継続／現状維持、エ、その他と設定いたしました。

本市議会の現状と実績からの「1. 評価結果」と「2. 課題等」から導き出した本市議会が今後取り組むべき事項、つまり今後の方策案を、シートの下段「3 今後の方策案」として、整理いたしました。

評価及び検証した結果等については、昨年8月の議員協議会にて議員各位へ項目ごとに議会運営委員会委員長より説明しており、また新たに議員となられた方へは2月の議会概要説明会にて資料を配付しておりますので、本日は改めての詳細な説明は割愛いたしますので、後で御確認いただければと思います。

次に、名取市議会基本条例実施計画について御説明いたします。

また、昨年度実施した議会基本条例の評価及び検証に当たっては、成果と課題を整理するとともに、これから本市議会が取り組むべき課題を「今後の方策案」として明確にしようということで、議会基本条例の実施計画案を作成しました。検証・評価結果中の「今後の方策案」から、本市議会がこれから対応または着手すべき事項を選定し、その実施時期を示したものが資料2の実施計画になります。

なお、実施計画の対象期間は、評価・検証作業完了後の2019年10月から2022年1月までといたしました。表中では黄色とピンク色で示した期間になります。

表中の水色の部分、後期2年間に当たる部分は、新たな任期となりましたら、改めて検討することとされました。

実施計画に選定された項目と計画期間について、御説明いたします。

表の見方ですが、オレンジ色の矢印で示したのが計画期間となります。矢

印の下に記載しているのが、実施計画に選定した内容になります。

表の上から御説明いたします。実施計画に選定した項目と計画期間です。まず「インターネット中継の対象拡大及び資料等のホームページ公開の検討（常任委員会・議員協議会）」です。

次に選定した実施項目は「閲覧用議案関係資料設置検討」です。次は「議決項目の追加検討」です。

次は「政治倫理条例研修の検討・実施」です。

次は「議員報酬等適正化について研究・検討」です。

次は「蔵書整理と追加購入図書等の検討」です。

次は「図書室の環境整備検討」です。

次は「検証評価結果の公表」です。

以上、8項目が選定されております。

選定した事項について検討・実施すべく、今後の指針として「議会基本条例実施計画」として策定し、計画策定後は、名取市議会基本条例第26条に基づき、引き続き必要に応じて見直し等を行うこととされました。

このことについては、名取市議会基本条例の評価及び検証結果報告書として、令和2年8月30日に、議会運営委員会委員長より議長宛てに結果を報告し、市議会ホームページ、議会だより及び議会懇談会において市民への周知を図ってきたところです。

次に、名取市議会基本条例実施計画の進め方について御説明いたします。

名取市議会基本条例実施計画として選定した事項について、検討・実施を本委員会で行っていくにあたり、今後の進め方について御説明いたします。資料3を御覧ください。

大きな流れとしては、まずは本委員会の任期2年間において、実施計画で前期に実施すべきと設定した項目について、定例会毎に委員会を開催して検討・実施することとし、任期満了前に前期分実施計画の中間評価を行い、後期計画案を作成します。その後、また新たな体制で後期計画に基づく実施計画を実施し、最後に4年間の評価をまとめていくという流れになります。

最初の2年で行う前期計画について、御説明いたします。資料4を御覧ください。

昨年策定した資料2の議会基本条例実施計画において、前期の2020年2月から2022年1月の間に実施するとされた項目について、黄色で表記し、資料1の評価・検証シートの今後の方策案を参考に具体的な取組内容を記載しました。

表の上から、黄色で表記した「今後の方策」及び「具体的な取組内容」により御説明いたします。

まずは「常任委員会（議案審査）・議員協議会のインターネット中継実施」について「インターネット中継の対象に常任委員会議案審査、議員協議会を追加することについて、費用対効果等検討する」及び「資料等の市議会ホームページでの公開を検討する」ことといたします。

次に「傍聴者用議案関係資料等の提供」について「執行部と調整の上、閲覧用議案関係資料の設置を検討する」ことといたします。

次に「議決項目の見直し」については「議決項目の見直しについて協議・対応する」ことといたします。

次に「政治倫理条例研修の実施」については「議員全員が改めて政治倫理条例について学ぶ機会を設け、理解を深める」「市民の代表者及び奉仕者として、信頼に値する倫理性を自覚し品位を保持する実施する」こととされ、こちらについては、令和2年議員研修会の中で実施済となっております。

次に「議員定数及び議員報酬等のあり方の検討」については「議会懇談会等において、議員定数や議員報酬について報告し、議員定数及び議員報酬等のあり方について広く意見を聴取すべき」「議員定数及び議員報酬等を適正化するとともに、議員の身分及び待遇に関する事項について研究・検討を行う」ことといたします。

次に「議会図書室の蔵書充実・整理」については「現状把握と図書室のあり方を検討する」こととし、図書室運営委員会へ対応を依頼いたします。

次に「市民利活用のための環境整備」については「広く市民が利用することを想定し、蔵書の充実、閲覧環境の整備を図る」こととし、こちらも図書室運営委員会へ対応を依頼いたします。

黄色で表記した前期推進計画の概要は以上となりますが、追加して緑で表記した項目について御説明いたします。こちらは、昨年度策定した資料2の

実施計画では、前期期間に取り組む項目として、矢印の表記はあえてしておりませんでした。前期間から取り組むべき内容や、既に継続して実施しているものについて、追加したものになります。

それでは、緑色に表記して前期計画に追加した項目を上から御説明いたします。

まずは「議会懇談会開催方法の見直し」について「市民の周知を促すような周知方法、または開催方法の再検討を行う」ことといたします。こちらは今年の実施は中止となりましたので、来年実施の際に3年間を見据えた開催方法を検討することといたします。

次に「関係団体等懇談会の実施」について「関係団体等懇談会の積極的な実施を行う」ことといたしますが、前項目同様に来年実施の際に検討することといたします。

次に「一問一答方式の確立」については「一問一答方式は概ね認識され円滑に運用されているので、引き続き確立に努める」こととなっておりますが、現在も継続して実施しているものです。

次に「反問権の付与」については「論点の明確化のため、今後も必要に応じ反問権の行使を認める」となっておりますが、こちらも、現在も継続して実施しているものです。

次に「必要に応じた継続調査の実施」については「今後も更なる委員会活動の活性化に取り組むべく、必要に応じ継続調査を実施する」となっておりますが、こちらも、現在も継続して実施しているものです。

次に「正副議長立候補者の目指す議会像の表明実施」について「所信を表明する機会を設けることにより、議長及び副議長の選出過程の透明化を図り、よって市民に開かれた議会を実現するため、引き続き立候補制及び所信表明を実施する」となっておりますが、こちらも、現在も継続して実施しているものです。

次に「会派理念・活動内容等の公開（HP等）」については、ホームページへ会派理念を改めて掲載することについて令和2年7月28日の会派代表者会議にて決定し、既に公開済みとなっております。

次に「議会改革や議会運営に係る実施計画の作成と運用」及び「議会基本

条例の検証と評価」については「評価・検証結果に基づく実施計画を作成し、進捗管理を行う」「今後も必要に応じ、継続して検証・評価を実施し、結果を公表する」こととなっておりますが、本日からの委員会において順次、取り組んでいくこととなりますので、緑色で表記し、前期計画に追加したものです。

資料4の前期推進計画の概要は以上になりますが、この項目の検討・実施時期について、資料4の右から2番目の列に案を載せております。

実際にスケジュールに載せたものを、先ほどの資料3で御説明いたします。資料3を御覧ください。

まず9月の議会運営委員会としては、本日「前期計画の進め方」及び「図書室運営委員会への対応依頼」を行います。

次に、12月の議会運営委員会では「傍聴者用議案関係資料等の提供」について検討を行います。また、図書室運営委員会において「図書室の運営」について検討を行っていただきます。

次に、来年2月定例会中では「常任委員会及び議員協議会のインターネット中継実施について」及び「議決項目の見直しについて」検討を行います。

次に、来年6月及び9月定例会では「議員定数及び議員報酬について」検討を始めます。併せて議会懇談会実施に向けて「議会懇談会開催方法の見直し」や「関係団体等懇談会の実施」について、検討を行います。

以上のおり前期計画として実施すべき事項を終えたところで、来年12月定例会では前期計画の中間評価を行い、後期計画の素案を作成し、議員協議会で議員各位へ説明し、議長へ報告し、市議会ホームページ、議会だより等で公表するということまでを中間評価として、後期計画へ引き継いで行きたいという案です。

説明は以上になります。

○委員長（佐々木哲男）　ただいま、①名取市議会基本条例の評価及び検証結果について及び②名取市議会基本条例実施計画の進め方について、書記より説明をいたさせました。

先ほども申しあげましたとおり、本件については、その進め方については、また後日改めて協議してまいりたいと考えておりますが、皆様から確認

しておきたい事項等ありましたらお伺いしたいと思います。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前11時3分 休憩

午前11時6分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

お諮りいたします。名取市議会基本条例の評価及び検証については、休憩中の協議を踏まえ、持ち帰りとし、9月23日水曜日に再度協議したいと思います。

これに御異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時7分 散会

令和2年9月1日

議会運営委員会

委員長 佐々木 哲男